

若者・女性創業支援資金利子補給補助金申込について

【はじめにご確認ください】

本補助金は若者・女性創業支援資金の融資を受けられた方が対象となります。
詳細に関しましては、いわて起業家育成資金（若者・女性創業支援資金）利子補給補助金交付要綱をご覧くださいませようよろしくお願いします。

〈申込の流れ〉

1. 県庁経営支援課への申請

○金融機関より若者・女性創業支援資金の融資を受けられた方は岩手県のウェブページ
(<https://www.pref.iwate.jp/sangyoukoyou/sangyoushinkou/kinyuu/1063636.html>) にあります、下記様式を記入の上、若者・女性創業支援資金利子補給補助金交付要綱別表2に記載の必要書類を添えて **30日以内**にお申し込みください。

①様式第1号 若者・女性創業支援資金利子補給補助金（変更）交付申請書

※この申請書では当該年度に利子補給する金額を決定させていただきます。

必要書類・融資に係る契約書

- ・償還（返済）計画書
- ・岩手県信用保証協会からの信用保証決定のお知らせのコピー
- ・本人の氏名及び住所が確認できる公的書類等の写し
- ・認定種別（年齢、女性）が確認できる書類の写し
（氏名、住所の書類で確認できる場合は省略）
- ・補助金振込口座を確認できるもの（通帳該当箇所のコピー）
- ・（法人）法人登記簿謄本の写し
- ・（個人）開業届の写し

②様式第2号 若者・女性創業支援資金利子補給補助金（変更）支給額決定申請書

※この申請書では3年間分（36か月分）の利子補給する金額を決定させていただきます。

③若者・女性創業支援資金利子補給補助金宣誓・同意書

2. 審査

○県では利子補給補助金申請書及び支給額決定申請書を受領後、審査を行い申請内容に問題がなければ1か月以内に交付決定書及び支給額決定書を送らせていただきます。利子補給期間が終わるまで保管してください。

3. 実績報告

○交付申請で申請した当該年度最終月分の利子支払いが完了しましたら、速やかに下記様式を記入の上、若者・女性創業支援資金利子補給補助金交付要綱別表2に記載の必要書類を添えて **30日以内**に報告してください。

①様式第3号 若者・女性創業支援資金利子補給補助金実績報告書

必要書類・支払った利子額が確認できる書類（通帳の写し、金融機関の取引明細書等）

- ・本人の氏名及び住所が確認できる公的書類の写し

次ページもあります

4. 実績額審査

○県では実績報告書受領後審査を行い報告内容に問題がなければ1か月以内に「若者・女性創業支援資金利子補給補助金実績支給額決定通知書」を送らせていただきます。

5. 請求書送付

○支給額決定通知書を受領しましたら15日以内に下記様式を記入の上送付をお願いします。併せて、次年度分の補助金申請書類も必要書類を添えて送付をお願いします。

①「様式第4号 若者・女性創業支援資金利子補給補助金請求書」

②（次年度分）「様式第1号 若者・女性創業支援資金利子補給補助金（変更）交付申請書」

※様式第2号 若者・女性創業支援資金利子補給補助金（変更）支給額決定申請書及び若者・女性創業支援資金利子補給補助金宣誓・同意書に関しましては2年目以降は提出の必要はございません。

ただし、支払金額等申請している内容に変更がある場合は提出してください。

〈お問合せ先〉

本補助金に関するご相談は、下記お問合せ先または商工指導団体にお問い合わせください。

お問合せ先	岩手県商工労働観光部 経営支援課 金融担当
電話番号	019-629-5541、5542